

天理市風致地区条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月18日

天理市長 並 河 健

天理市規則第32号

天理市風致地区条例施行規則の一部を改正する規則

天理市風致地区条例施行規則（平成25年3月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第8条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条第1項から第3項までの規定中「別表第2」を「別表第3」に改め、同条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（風致地区の種別）

第5条 条例第4条第1項の規則で定める風致地区の種別は、別表第2のとおりとする。

別表第2中「第7条」を「第8条」に改め、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第5条関係）

風致種別	定義
第1種風致地区	歴史的風土特別保存地区 一部の自然公園特別地域
第2種風致地区	重要な史跡等の隣近接部分 山林、丘陵の稜線や中腹部分
第3種風致地区	重要な史跡等の周辺部分 屋根並みのラインが重要な景観構成要素となっている低層住宅地 山林、丘陵の中腹から山裾部分
第4種風致地区	屋根高さの統一感の創出や緑化の推進を図りたい低層住宅地
第5種風致地区	まちなみの統一感の創出や緑化の推進を図りたい中

様式第6号及び様式第7号中「第5条」を「第6条」に改める。

様式第8号中「第6条」を「第7条」に改める。

様式第9号及び様式第10号中「第8条」を「第9条」に改める。

様式第11号及び様式第12号中「第9条」を「第10条」に改める。

様式第13号中「第10条」を「第11条」に改める。

様式第14号中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。